

## 韓国の「戦略物資輸出入告示」改正案についての発表資料（和訳）

2019.8.12 発表

CISTEC 事務局

※ 畑良三氏（CISTEC 輸出管理アドバイザー）よりご提供いただいたものです。

ソンユンモ産業通商資源部長官は 2019.8.12（月）14:00 政府世宗庁舎産業省の記者室で「戦略物資の輸出地域区分の変更と“カの2”地域に対する輸出管理レベル」などと関連し、「戦略物資輸出入告示」改正案を発表した。

韓国が「戦略物資輸出入告示」を改正して、日本を戦略物資輸出地域区分上“カ”地域に新設した“カの2”地域に分類した。韓国政府は、現在、4つの国際的な輸出管理制度に加入した国を”カ“地域、その他の国を”ナ“地域に分類している。しかし、今回の改正により、“カ”を“カの1”と“カの2”地域に細分化して、合計3つの地域で運営する。

4 大国際輸出管理制度は、▲ワッセナー体制（WA）▲核供給国グループ（NSG）▲オーストラリアグループ（AG）▲ミサイル技術管理レジーム（MTCR）である。

日本が属する“カの2”の地域は、原則として”ナ“地域の輸出規制レベルを適用される。これにより、個々の輸出許可の提出書類の場合は、“カの1”地域が3種であるのに対し“カの2”の地域は5種であり、審査期間も“カの1”地域は5日以内に、また“カの2”地域は15日以内に増えることになる。

ソンユンモ産業通商資源部長官は 12 日午後、記者ブリーフィングでこのような内容の戦略物資輸出入告示改正案について説明した。

長官は「戦略物資輸出管理制度は、国際的な輸出管理体制の行った原則に合致されるように作動されなければならない」とし「国際的な輸出管理体制の基本原則に反する制度を運営しているか、不適切な動作の事例が継続的に発生している国とは緊密な国際協調が難しいため、これを考慮した輸出管理制度の運営が必要だ」と強調した。

また、「新設される”カの2”地域には4大国際輸出管理加盟国の中で国際的な輸出管理の原則に合わない様に輸出規制制度を運営する国が含まれる」とし「今回の告示改正案には、日本が“カの2”地域に分類される」と説明した。長官は、「今回の改正案は、20日間の意見収斂、規制審査、法制処の審査などを経て、9月中に施行される予定」とし「意見募集期間中に、日本政府が協議を要求すると、韓国政府はいつでも、どこでもこれに応じる準備ができている」と述べた。

◆MOTIE（産業通商資源部）の発表資料（仮和訳）

「戦略物資輸出入告示」改正（案）

(1) 戦略物資 輸出地域区分の変更

- 戦略物資 輸出地域区分中、現行“力”地域を細分化
  - － 4大国際輸出管理体制加入国中、国際輸出管理原則遵守の可否、制度運用現況などを考慮して
  - “力の1”、“力の2”地域に区分
  - \* 日本を“力の2”地域に分類

(2) “力の2”地域に対する輸出管理レベル

- 原則的に“ナ”地域水準の輸出管理レベルを適用
- 但し、①個別許可申請書類の一部、及び、②戦略物資仲介許可は免除

＜戦略物資 輸出許可地域別管理制度 要約＞

区分	種類	“力の1”地域	“力の2”地域(新設)	“ナ”地域
包括許可	使用者包括 品目包括 再輸出 申請書類 有効期間	原則的 許容 AA、AAA 等級 許容 可能 1種（申請書） 3年	例外的 許容* AAA 等級のみ 許容 不許可 3種 2年	例外的 許容 AAA 等級のみ 許容 不許可 3種 2年
個別許可	申請書類 審査期間 再輸出・中継輸出	3種 5日 審査免除	5種 15日 別途審査	7種 15日 別途審査
仲介許可		審査免除	審査免除	別途審査
状況許可 (Catch-all 許可)	許可対象	・ 認知した場合 ・ 通報を受けた場合	・ 認知した場合 ・ 通報を受けた場合 ・ 疑いがある場合	・ 認知した場合 ・ 通報を受けた場合 ・ 疑いがある場合

\* 同一購入者に2年間 3回以上反復輸出時、2年以上の長期輸出契約に基づく輸出時など

\*\*（力の1地域；総3種）申請書、戦略物資 判定書、営業証明書

（力の2地域；総5種）「“力の1”地域書類(3種)」+荷受人陳述書、最終使用者誓約書

（ナの地域；総7種）「“力の2”地域書類(5種)」+輸出契約書、輸出者誓約書

(3) 今後の日程

○20日間 行政予告を実施し、意見取り纏め

○規制審査、法制庁審査を経て、「戦略物資輸出入告示」改正案施行（9月中）

以上